道路工事等施工承認の流れ

事前相談 申請用紙の交付	案内図、工事の必要性がわかる資料（車庫の位置がわかる平面図など）及び現地の写真をご持参のうえ、窓口へお越しください 相談の結果、工事内容が確定した場合は、その場で申請用紙を交付します

⇩

申請書の提出	申請用紙（複写式）と添付書類（2部。内容は事前相談の際にご案内します）を窓口にご持参ください。記載事項等を確認のうえ受理します なお、申請者名は対象地の権利をお持ちの方（いわゆる施主）となります

⇩

審査	申請書の提出から承認書の発行までは約1週間です 承認書を発行したら電話にて連絡いたします

⇩

承認書の受取 着手届の提出	窓口にて承認書をお受取りいただくとともに、着手届をご提出ください 受取時に提出できない場合は、工事着手までに着手届をご提出ください

⇩

工事の施行	完了届に必要となりますので、施工中、施工後の写真を必ず撮影してください

⇩

完了届の提出	完了届に施工中、施工後の写真を添えてご提出ください 後日、現地確認を行い、修正等の必要がある場合は連絡いたします

事前相談の際の注意事項

①受付について
窓口の受付時間は8:30から17:00（12:00～13:00を除く）です
事前予約は不要です

②植栽部分を施工したい場合について
道路内の植栽部分を施工する内容を含む事前相談の場合は、樹木の移植等について区内部の意見照会を行う必要があるため、その場で工事内容を確定することができません
植栽部分を施工したい場合は、日程に余裕を持ってご相談をいただきますようお願いします